

医療機関の消費税損税問題、医療法人の相続税等の納税猶予等、育児休業給付金

1、ニューストピックス-医療機関の消費税損税問題

今月 24 日、四病院団体協議会は、来年度税制改正で、社会保険診療報酬や介護報酬にかかる消費税を非課税から原則課税に見直すよう求めていくことを改めて明らかにしました（参考：医療介護CB news（2014）「消費税対応、『原則課税』を改めて確認- 四病協総合部会」〈<http://www.cabrain.net/news/article/newslid/43837.html>〉（2014/9/28 アクセス））。

社会保険診療報酬等が現状のように非課税の場合は、医療機関がモノを買ったり役務の提供を受けたりした際に合わせて支払う消費税等は、本来負担すべきではない医療機関が大幅に負担することになります。これに対して社会保険診療報酬等を原則課税扱いとすれば、これらの消費税負担は適切に最終消費者が負担することになります。軽減税率により保険診療に係る税率を軽減又は免除すれば、患者さんの税負担も軽減され、医療機関も本来負担すべきでない税金は還付を受けることが出来ます。院内処方診療所や病院にとっては特に影響の大きい問題といえます。消費税等の増税が予定される中、保険診療に係る消費税についても注目されるところです。

2、今週の税務トピックス-医療法人の持分に係る相続税及び贈与税の納税猶予等と持分放棄

今月 25 日に厚生労働省のホームページにて、「医療法人の移行に関する手引書」とこれに関連する各種書類のひな型が公表されました。

今年の 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの 3 年間に厚生労働省へ移行計画を申請し、認定を受けた『持分あり』医療法人は、認定の日から 3 年以内に出資持分を放棄して『持分なし』医療法人へ移行した場合に、一定の条件のもと、今年度税制改正で創設された「**医療法人の持分に係る相続税及び贈与税の納税猶予等**」（措法 70 の 7 の 5・同法 70 の 7 の 6）」の規定の適用を受けることが出来ます。また、認定医療法人において出資者や相続人から払戻請求が生じ、医療法人の自己資金だけでは対応できず資金調達が必要となった場合、独立行政法人福祉医療機構による資金の貸し付けを受けることができます。

今回公表された手引書には、上記の移行計画の認定を受けるための具体的な手続き方法や、提出書類の記載方法等について説明されています。

ただし、この手引書でも何度も説明されているとおり、この手続きを経た場合であっても、「医療法人の移行に係る贈与税課税（相法 66④）」がされる可能性がある点は従来と変わりませんので注意が必要です。

ともあれ、①社会医療法人や特定医療法人、またはその他の「贈与税課税」がされない医療法人へ移行する場合や、②贈与税課税はされるがその税額が軽微で移行を検討している医療法人は、この認定を受けるべきであると思われます。

なお、上記①の「『贈与税課税』がされない医療法人」の要件の 1 つに、「役員等のうち親族等が占める割合が 3 分の 1 以下である」という規定がありますが、この「役員等」に「社員」は含まれない旨の説明もこの手引書に記載されています。

（参考：厚生労働省（2014）〈<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyokeiei/ikoutebiki.html>〉（2014/9/28 アクセス））

3、今週の人事・労務・社会保険トピックス-育児休業給付金

雇用保険に加入されている従業員さんにお子様生まれた場合、過去 2 年間で 11 日以上の出勤月が 12 か月以上あれば、育児休業中に育児休業給付金が雇用保険から支給されます。

給付額は、従来は「育児休業前の給与の約 50%」が支給されていましたが、**今年の 4 月 1 日以降は休業開始後 180 日間については 67%に引き上げられました。**つまり、育児休業開始から 180 日目までは休業開始前の賃金の 67%が支給され、181 日目からは、従来どおり休業開始前の賃金の 50%が支給されます。

受給期間は、原則として産後 8 週間経過後から子供の 1 歳の誕生日の前日までの期間ですが、一定の場合延長することもできます。